

静岡市規則第58号

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則

静岡市医療法施行細則（平成15年静岡市規則第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号キ中「省令第28条第1項」を「省令第27条の3第1項又は第28条第1項」に、「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出書」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出書」に改め、同号ク中「第27条第3項」の次に「、第27条の3第2項」を加え、「診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届出書」を「診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届出書」に改め、同号サ中「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後の措置届出書」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後の措置届出書」に改める。

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

様式第23号（第2条関係）

診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮
影診療用放射性同位元素）備付届出書

年 月 日

（宛先）静岡市保健所長

住 所
管理者 氏 名
電 話

診療用放射性同位元素使用器具

次のとおり診療用放射性同位元素を備えたいので、医療法第15条第3項
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

第27条の3
及び医療法施行規則 第28条第1項 の規定に基づき届け出ます。

病院又は診療所の名称					
病院又は診療所の所在地					
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	種類				
	形状				
	年間使用予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq
	最大貯蔵予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq
	1日最大使用予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq
	3月間の最大使用予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq
診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要					

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要				
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要				
廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要				
放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要				
診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室等の放射線障害の防止に関する予防措置の概要				
診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を使用する者の氏名等	氏名	免許番号	医師又は歯科医師の別	放射線診療に関する経歴

(注) 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室の平面図及び側面図を添付してください。

様式第24号（第2条関係）

診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届出書

年 月 日

（宛先）静岡市保健所長

住 所

管理者 氏 名

電 話

診 療 用 放 射 線 照 射 器 具

診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 器 具

次のとおり 年において使用を予定する

診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 に

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

第27条第3項

ついて、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

第28条第2項

病院又は診療所の名称						
病院又は診療所の所在地						
診療用放射線照射器具	型 式					
	個 数					
	装備する放射性同位元素	種 類				
		数 量	Bq	Bq	Bq	Bq
断層撮影診療用放射性同位元素 診療用放射性同位元素使用器具、 診療用放射性同位元素又は陽電子	種 類					
	形 状					
	数 量		Bq	Bq	Bq	Bq

様式第25号（注）1及び様式第26号（注）1中「器具」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加える。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号（第2条関係）

診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮
影診療用放射性同位元素）廃止後の措置届出書

年 月 日

（宛先）静岡市保健所長

住 所
管理者 氏 名
電 話

診療用放射性同位元素使用器具

次のとおり診療用放射性同位元素廃止後の措置の概要を、医療法第15
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定に基づき届け出ます。

病院又は診療所の名称	
病院又は診療所の所在地	
廃止年月日	年 月 日
診療用放射性同位元素使用器具 （放射性同位元素・陽電子断層撮 影診療用放射性同位元素）による 汚染の除去の概要	
診療用放射性同位元素使用器具 （放射性同位元素・陽電子断層撮 影診療用放射性同位元素）により 汚染された物の譲渡又は廃棄の概 要	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市医療法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市医療法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。